

響灘東地区処分場整備事業の進捗状況について

1 概要

現在、響灘西地区処分場において、廃棄物や浚渫土砂の受入を行っている。この既存処分場については、廃棄物を受入れている廃棄物処分場（響灘西地区2区画）が平成33年度、浚渫土砂を受入れる浚渫土砂処分場（響灘西地区4区画）が平成34年度にそれぞれ容量の限界を迎える予定である。このため、その後継処分場として響灘東地区処分場（約38ha）を整備するものである。



響灘東・西処分場位置図

2 進捗状況

響灘東処分場整備事業実施スケジュール（案）

H25年度まで	H26年度	H27年度	H28年度以降
公共事業評価	環境影響評価	環境影響評価完了	
	埋立免許願書作成	申請	埋立免許取得
		土質調査・設計	工事

公有水面埋立免許

公有水面埋立法に基づく埋立免許取得に向けて、平成 26 年度に作成した埋立免許申請図書に基づき、本年度から関係機関と協議を行ってきた。このたび協議が整い、必要書類が整った為、公有水面埋立免許の申請を行うものである。

【概 要】

- (1) 出 願 者 北九州市
- (2) 埋立区域 若松区響町 2 丁目 4 番地先の約 38ha を埋め立てるもの
- (3) 埋立地の地盤高さ D.L.+4.00m
- (4) 埋立に用いる土砂等の種類
建設廃材（残土含む）、一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂
- (5) 埋立に関する工事の施工に要する期間
工事着手の日から 22 年間

【縦覧期間】 平成 27 年 11 月中旬～12 月上旬（予定）

3 平成 27 年度の今後の予定

(1) 漁業補償

平成 27 年度は、昨年度に実施した漁業補償調査の結果に基づき関係漁協と協議を行っている。漁業補償については、関係漁協との協議が整い次第、契約に向けた手続きを進めたい。

(2) 埋立申請

公有水面埋立免許の一連の手続きにおいて、公有水面埋立法第 3 条 1 項に基づき地元市長意見を徴することが規定されている。回答にあたっては同法第 3 条 4 項に基づき議会の議決が必要であるため、平成 28 年 2 月議会に付議する予定としている。

(3) 設計業務

平成 28 年度工事着手に向けて、引き続き既存陸域部分などの土質調査や実施設計を行う。